

非常災害発生時の学校対応マニュアル～家庭掲示用～

1 災害・事故等の種類にかかわらず

午前7時の時点で全町あるいは学区内が『停電』の場合

原則として、『休校』

2 台風・大雨・大雪等の警報発令時の対応

① 児童が在宅時に『警報』発令の場合

原則として、『出校』

ただし、大型台風等で「暴風警報」等が出た場合、または「暴風警報」が出ることが予想される場合、メール配信の上、「休校」等の措置をとることがあります。
学校からのメールの有無によらず、「登校が危険」と保護者の方が判断した場合は「登校を見合わせる」、または「登校を遅らせる」などの措置をとってください。
(その場合、学校に連絡して下さると、出席停止等の扱いとなり、欠席にはなりません。)

② 児童が在宅時に『特別警報』発令の場合

原則として、『休校』

③ 児童が在校中に『警報』発令の場合

状況を見て、対応
『メール配信等で連絡』
(通常下校・保護者引き渡しのお願いを想定)

警報発令時以外にも、気象状況の急変や災害時、不審者情報(確定していない場合を含む)等の事故・事件発生時には、「メール配信」で対応を連絡します。メールアドレス未登録の方には、電話連絡いたします。

④ 児童が在校中に『特別警報』発令の場合

原則として、『保護者引き渡し』

非常災害時にはメールも電話もつながりにくくなります。『特別警報』発令時には、学校からの連絡がなくても学校に自主参集して下さるようお願いいたします。

⑤ 児童が在校中に大雨による『避難情報 警戒レベル3』『氾濫警戒情報』、『洪水警報』発令の場合

原則として、『保護者引き渡し』

3 地震発生時の対応

※この場合の「震度」は、報道機関発表の青森県北津軽地方の震度ではなく、中泊町の震度で判断します。

震度5弱以上

① 児童が在宅時に発生の場合

夜間発生→『翌日休校』

早朝発生→『当日休校』

② 児童が在校中に発生の場合

原則として、『保護者引き渡し』

メールや電話がつかない可能性があります。左記の「特別警報」発令時と同様に、学校からの連絡がなくても、お子さんの引き渡しのため、学校に自主参集して下さるようお願いいたします。

震度4以下

① 児童が在宅時に発生の場合

原則として、『出校』

ただし、「登校が危険」と保護者の方が判断した場合は「登校を見合わせる」、または、「登校を遅らせる」などの措置をとってください。
(その場合、学校に連絡して下さると、出席停止等の扱いとなり、欠席にはなりません。)

② 児童が在校中に発生の場合

原則として、『通常下校』

周囲の状況により、「保護者引き渡し」の措置をとる場合もあります。その場合は「メール配信」等で対応を連絡します。

☆登下校中に地震等の災害が起きた場合について

様々な場面を想定して、緊急時の御家族の集合場所や避難場所、練習場所等の約束を決めておいて下さるようお願いいたします。

(例) ①学校に避難する。 ②自宅に戻る。 ③学校か自宅の近い方に避難する。

④事前に決めた避難所に避難する。

⑤Jアラートが発令された場合は、できるだけ頑丈な建物に避難する。建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 など

【連絡先】 ①武田小学校 [57-2109]
②平日の夜間、土日・祝日は、中泊町教育委員会教育課に連絡して下さいます。[0173-57-2111]